

許可番号 42-ム-030002

許可年月日 平成 元年 9月26日

無料職業紹介事業許可証

(氏名又は名称) 職業訓練法人 西九州情報処理開発財団

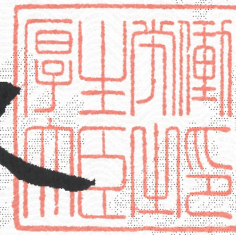
(所在地) 長崎県諫早市津久葉町5-119

上記の者は、職業安定法第33条第1項の許可を受けて、下記のとおり無料職業紹介事業を行う者であることを証明する。

令和 3年10月 1日

厚生労働大臣

田村憲久



記

1 取扱職種の範囲等

卒業予定者及び卒業生（卒業後6ヶ月以内に限る）

国内

2 事業所の

名称 職業訓練法人 西九州情報処理開発財団 いさはやコンピュータ・カレッジ 無料職業紹介所

所在地 長崎県諫早市津久葉町5-119

3 許可の有効期間

令和 3年10月 1日から令和 8年 9月30日までとする。

無料職業紹介所の業務の運営に関する規程

第1 求 人

- 1 本所は、卒業予定者及び卒業者（6ヶ月以内の者に限る。）に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働条件等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 受付手数料は、徴収いたしません。

第2 求 職

- 1 本所は、卒業予定者及び卒業者（6ヶ月以内の者に限る。）に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職の申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票により、お申込みください。
- 3 受付手数料は、徴収いたしません。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめその方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、推薦状を発行しますから、その推薦状を持参して求人者へ行っていただきます。

- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介を致しません。
- 7 紹介手数料は、徴収いたしません。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職(解雇された場合を除く。)したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、卒業予定者及び卒業者（6ヶ月以内の者に限る。）です。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和6年4月1日

代表者 職業訓練法人 西九州情報処理開発財団
いさはやコンピュータ・カレッジ